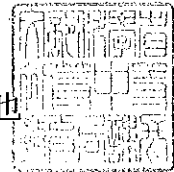


25 初 児 生 第 56 号
職 派 若 発 0327 第 2 号
平 成 26 年 3 月 27 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

内 藤 敏 也



(印影印刷)

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部

企画課若年者雇用対策室長

牛 島 聡

(公 印 省 略)

平成 28 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る
日程等について

平素より新規学校卒業者の就職については、多大なるご協力をいただき
厚く感謝申し上げます。

さて、平成 27 年 3 月卒業者に係る選考開始期日等については、平成 26
年 3 月 27 日付 25 文科初発第 1426 号、職発 0327 第 3 号「平成 27 年 3 月新
規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文
書募集開始時期等について」により通知させていただいたところですが、
一方、平成 28 年 3 月以降に卒業する大学生等の就職・採用活動時期が後ろ
倒しされることにより、企業における高校生の選考活動に影響を与えるこ
とが懸念されることから、平成 28 年 3 月卒業者に係る選考開始時期等につ
いても、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体
連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生
労働省において検討を行ったところです。

下記のような議論の結果、現時点においては、平成 27 年 3 月新規中学
校・高等学校卒業者の就職に係る日程等（別紙参照）と同様とすることが
適当であるとされ、併せて、そのことについて周知の徹底を図るべきであ
るとされました。

つきましては、平成 27 年 3 月卒業者に係る日程等と同様に、平成 28 年
3 月卒業者にかかる日程についても、貴団体の会員企業への周知について、

格別のご配慮をお願いいたします。

また、平成 28 年 3 月卒業者に限らず高校生の採用に関しては、公共職業安定所で相談することができますので、併せてその旨の周知にご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 大学生等の就職・採用活動時期の後ろ倒しにより、大学生等の選考時期が高校生の職場見学・選考時期と重なることから、企業における高校生の採用に一定の影響を与えられと考える。
- 2 一方、公共職業安定所において企業に確認したところ、大学生等の選考開始時期の後ろ倒しに合わせて、高校生の選考時期も遅らせるべきと考えている事業所は多くない。
- 3 現在の高校生の日程については、夏休み期間中に職場見学を行い、保護者等とも相談して、じっくり応募先を検討できる日程となっており、学業への影響も少ないものとなっている。また、これを遅らせることとした場合の混乱も懸念される。
- 4 以上のことから、平成 28 年 3 月卒業者にかかる日程については、現状のとおりとすることが適当である。また、その周知については、企業が準備・検討する時間を確保する必要があることから、早期に行うべきである。
- 5 なお、平成 28 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る日程等については、平成 26 年度末に、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）、文部科学省、厚生労働省において最終的に検討を行うものであるが、今後とも情報を収集するとともに、必要に応じ、対応策を検討する。

以上

高校生の就職活動のルール

高校生の職業紹介は、安定所と学校との連携により実施しており、国（厚労省、文科省）、高校（全国高等学校長協会）、主要経済団体（日本経団連、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）の申し合わせにより、以下のとおり求人の手続きや応募のスケジュール等が厳格に定められている。

